

練馬区地域福祉計画推進委員会

次期練馬区地域福祉計画における各施策の方向性（案）

施策1 区民との協働と地域の支え合いを推進する・・・・・・・・・・ p2

施策2 誰もが安心して生活できる環境を整える・・・・・・・・・・ p7

施策3 ハード・ソフトの両面からのユニバーサルデザインの
まちづくりを進める・・・・・・・・・・ p18

施策4 権利擁護が必要な方への支援を充実する・・・・・・・・・・ p24

※ 資料について

- みなさまからいただいたご意見を踏まえて、内容を修正した箇所については、赤字で表記しています。
- 資料 2-1 および 2-2 に記載のご意見を該当する事業名の横に意見：施策○（部会）
-○と表記しています。
- 練馬区の重層的支援体制整備事業にあたる事業については**重層事業**と表記しています。

施策1 区民との協働と地域の支え合いを推進する

●4年間の目標●

区民の自発的な活動や区民同士のつながりが、更に活発なものとなるよう協働の取組を推進します。

●現状と課題●

- 地域社会のあり様や住民意識の変化とともに地域課題は、ますます多様化・複雑化しており、様々なニーズが生まれています。新たなニーズは行政だけで対応できるものではありません。区と区民や団体などが適切に役割分担し、協働することが重要です。
- 区内では、様々な団体が地域の福祉を支える活動を行っています。各団体がこれからも積極的に地域福祉活動を展開する上で、役員のなり手や活動を実践する担い手である人材の不足、活動資金、活動場所などが課題となっています。
- 全国的に、検挙人員に占める再犯者の割合である再犯者率が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が課題となっています。犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、更生保護ボランティア等と連携し、再犯防止を推進していくことが必要です。
- 子育て、介護、生活困窮などの悩みを誰にも相談できずに困っている方がいます。また、複合的な支援が必要な方もおり、不安や悩みを相談しやすい環境を整えることが求められています。いつでも、気軽に相談や交流ができるよう、居場所づくりを進めることが重要です。
- 地域でのつながりが希薄化するなか、新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出抑制が重なり、ひきこもりや閉じこもりになる人々が生じやすくなっています。本人や家族の意向に沿った社会参加のきっかけをつくることが大切です。
- 活動を希望する区民と人材を求める地域団体を結び付けるためには、活動に資する情報や地域との交流の機会を提供すること、地域のために活動するきっかけづくりとなる講座などを実施することが求められています。

取組項目 1 地域の福祉力を支える担い手を応援する

区内では、町会・自治会をはじめ、民生・児童委員、更生保護ボランティア、NPO法人（特定非営利活動法人）などが地域の福祉に関わる活動を行っています。

地域の福祉力を支える担い手として、町会・自治会や民生・児童委員等が信頼され、活動できるよう、活動の支援とともに、活動内容の周知を図ります。

また、地域と連携して防犯活動に取り組み、安全・安心な地域づくりを推進します。

(1) 町会・自治会の活性化・相談体制の強化 事業番号 1 意見：施策 1-(1)(2)(3)

町会・自治会は、防犯・防災活動、清掃、美化リサイクル活動や地域の親睦を深める事業など様々な活動により、住みよい地域づくりをめざして活動している自主的な団体です。その地域にお住まいの方であれば高齢者、障害者、外国人の方など誰でも参加することが可能です。様々な方が活動に参加しやすいように、積極的に活動内容を発信する必要があります。

これまで区は練馬区町会連合会と連携し、町会・自治会活動を支援するため、「これからの町会・自治会運営のヒント集」、「町会・自治会運営ハンドブック」、「集合住宅における加入促進ハンドブック」を作成してきました。また、練馬区町会連合会、全日本不動産協会、東京都宅地建物取引業協会と「練馬区における町会・自治会加入促進に関する協定」を締結し、加入促進に向けて取り組んでいます。しかし、加入率の減少、役員のなり手不足、活動を実践する担い手である人材不足等、様々な課題に直面しています。

区では、課題解決に向けた助言等を行うコンサルタントの派遣など、各町会・自治会の状況に合わせた相談体制の強化に取り組みます。また、デジタル技術を活用した負担軽減や加入促進の取組を支援するため、SNS を活用した町会員の情報共有や地域住民等への魅力発信に関する講習会の開催、専門知識を持つアドバイザーの派遣等を実施していきます。また、各町会・自治会が培った運営に関するノウハウや情報を共有する場を提供し、活動を支援します。

(2) 民生・児童委員の活動支援、制度の周知 事業番号 2 意見：施策 1-(7)、部会(3)

民生・児童委員は、地域における最も身近な相談相手です。生活上の様々な問題を抱えた区民を見守りつつ、幅広く相談を受けて援助を行い、支援を必要としている区民と関係機関をつなぐ役割を果たしています。

区は、民生・児童委員活動を周知し、区民の理解を深め、民生・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。

また、練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが地区民児協議会に出席し連携を図るなど、ネットワークの充実を進めます。

(3) 更生保護ボランティアの活動支援、連携の推進

事業番号3

意見：施策1-(4)

犯罪をした者等の立ち直りにあたっては、指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの地道な活動により支えられています。

引き続き、更生保護ボランティアが活動しやすいよう、人材確保や活動場所等の支援をしていきます。また、「社会を明るくする運動」をはじめ更生保護活動が区民等に十分に認知されるよう広報・啓発活動を推進していくほか、関係機関と再犯防止支援のための連携会議を設置するなど、横断的な連携体制を築き、再犯防止を推進していきます。

(4) NPO法人（特定非営利活動法人）等への活動支援

事業番号4

意見：施策1-(5)(6)

NPO法人（特定非営利活動法人）やボランティア団体の活動が活発化し、地域の担い手として期待が高まる中、活動の安定性、継続性、発展性がより一層求められています。

区では、地域団体が長期的に事業継続できるよう、資金調達に資する講座や、広報・企画など地域活動に必要なスキルを学べる講座を開催するほか、練馬ビジネスサポートセンターが行う中小企業診断士による経営相談へつなぐなど、事業基盤強化に向けた支援を行います。また、「ねりま地域活動ニュース」を引き続き発行し、団体の活動を支援します。

練馬区社会福祉協議会の練馬ボランティア・地域福祉推進センターでは、地域福祉の向上につながるボランティア活動や区民が主体となる地域福祉活動の支援を行います。

(5) 地域と連携した防犯活動の推進

事業番号5

地域における安全・安心の確保には、行政や警察の取組に加え、町会・自治会や商店会など地域住民による自主的に実施する防犯活動が重要な役割を果たしています。

小学校の学区を単位として、各地域団体が集まり、子どもの安全についての情報交換や今後の見回り活動等について話し合い、地域の安全・安心を推進する地域防犯防火連携組織の設立および活動を支援します。

また、町会・自治会および商店会などが、その地域全体の防犯効果の向上を目的として、防犯カメラを設置した際の費用や維持管理費等を補助するほか、自主的にパトロール活動を実施する団体への支援を行います。

取組項目 2 区民との協働で地域・社会とのつながりを支援する

子育てや介護、生活困窮などの不安や悩みを誰にも相談できずに困っている方がいます。また、地域でのつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出抑制により、孤独・孤立の状態が生じやすくなっています。

区は、区民、地域団体、関係機関、民間企業等と連携し、区民の誰もが気軽に立ち寄って交流し、ときには相談できる居場所づくり・社会参加のきっかけづくりに取り組みます。

(1) 気軽に立ち寄ることのできる居場所の充実 事業番号 6 重層事業

交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を、区立施設の機能転換等や地域団体が運営するサロンの活用により増設します。また、地域団体が安定的に活動できるよう支援します。

「練馬こどもカフェ」では、民間カフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供しています。子育ての孤立感などによる不安や悩みに対応するため、引き続き拡大に取り組みます。

「こども食堂」では、地域のこどもや保護者が気軽に立ち寄り、相互に交流する場を地域団体等が提供しています。区では「練馬区こども食堂MAP」の作成を行っています。

日常生活での困りごと等の身近な相談窓口、住民同士の交流の場である「相談情報ひろば」は、町会・自治会やNPO法人（特定非営利活動法人）等が運営しています。区は引き続き、相談情報ひろばの活動を支援し、人と地域をつなぐことを目指します。

(2) 社会参加のきっかけづくりの推進 事業番号 7 重層事業 意見：施策 1-(8)

地域活動が更に活発なものとなるためには、地域の活動者を支援する存在が重要です。

地域福祉コーディネーターは、社会とのつながりが希薄な方を対象に、本人のニーズを踏まえ、ボランティア活動や居場所をはじめとした社会資源とのマッチングを行います。また、住民同士の支え合い、助け合いの活動が更に活性化するように、地域福祉協働推進委員（通称：ネリーズ）とともに、地域福祉の基盤づくりを進めます。

各地域包括支援センターには生活支援コーディネーターを配置し、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体へ、元気な高齢者を地域の活動につないでいます。

また、「あすはステーション」では、長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援を行っています。区は同施設を増設し、家族からの相談を受けるなど、家族に寄り添った支援を実施します。

取組項目 3 区民の地域課題を解決する力を引き出す

町会・自治会をはじめ、地域で活動するNPO、ボランティア団体などが地域の課題を「我が事」として考え、自発的に活動する動きが広がっています。

今後も、さらに多くの区民や団体が地域活動に参加し、地域の課題解決に取り組んでいくものと考えられます。

区は、関係団体と連携し、活動につながる学びの場、地域における活動の機会を提供します。また、地域活動への新たなチャレンジをする団体を応援します。

(1) 活動につながる学びの場の提供 事業番号 8 意見：施策 1-(9)

地域活動に意欲のある区民に学びの場を提供し、地域に根差した自発的な活動を支援するため、「つながるカレッジねりま」を開催しています。幅広い年代の方に受講いただけるよう、引き続きプログラムの充実を図り、区民の学びを後押しします。

(2) 地域における活動の機会の提供 事業番号 9 意見：施策 1-(9)(10)

地域活動がより活発に行われるよう、多くの区民に地域活動を知る機会と参加のきっかけを提供するとともに、団体同士による協働の取組を促進するため「練馬つながるフェスタ」を開催します。

また、区民協働交流センター「つながる窓口」において、地域で活動したい区民に様々な団体の活動を紹介するなど、団体とのつながりづくりをサポートします。つながるカレッジの卒業生には、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングの機会を提供します。

(3) 新たな取組への支援 事業番号 10 意見：施策 1-(9)

区民の自由な発想から生まれたアイデアを区と協働して具現化する「地域おこしプロジェクト」を「ねりま協働ラボ」として新たに展開しています。

「ねりま協働ラボ」は、練馬区と区内で活動する町会・自治会、NPO 団体、ボランティア団体、事業者等による協働の力で、地域課題の解決に取り組むプロジェクトです。困りごとの解決や練馬を住みやすくするためのアイデアを募集し、区とともに実現を目指します。

また、「やさしいまちづくり支援事業」では地域福祉・福祉のまちづくりのために、区民自らが主体となった創意工夫あふれる企画提案事業に対し、活動費の助成を行っています。

施策2 誰もが安心して生活できる環境を整える

●4年間の目標●

様々な悩みや課題を抱える世帯に対応するため、関係機関が連携して誰もが安心して生活できる環境を整えます。

●現状と課題●

- 高齢福祉、障害福祉、児童福祉などの分野ごとでは対応が難しい複合的な課題を抱えている世帯があります。様々な悩みや課題を抱える世帯が社会的に孤立しないよう、各相談機関が縦割りを超えて連携して支援することが必要です。
- 刑務所出所者等の中には、「住むところがない、仕事がない」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がいない」といった「生きづらさ」がハードルとなり、再犯や再非行を繰り返してしまう人が少なくありません。支援が必要とされる刑務所出所者等に対して、地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、適切な保健医療・福祉サービスの提供など支援を行い、再犯防止を推進していくことが必要です。
- 少子高齢化の進行や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により、福祉・介護ニーズは多様化・高度化しています。福祉・介護人材は、質・量の両面において一層の充実が求められています。質の高い福祉サービスを安定的に提供できるよう、人材の確保・育成・定着に向け事業者や職員への支援が必要です。
- 障害福祉、介護、保育などの福祉サービス事業者に対する指導検査については、多数の事業者に対して、実効性の高い指導を実施することが求められます。DXの推進や専門家の活用を進める等、効率的・効果的に実施できる仕組みづくりが必要です。
- 近年、全国各地で自然災害が多発し、高齢者や障害者など支援が必要な方に被害が集中する傾向があります。区では、災害時の避難に備えて、避難行動要支援者名簿を継続的に更新するとともに、個別避難計画の作成を開始しています。一方で、同名簿および同計画の認知度は低い水準となっています。認知度を高めるとともに、災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築することが必要です。

取組項目 1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する

子育て、介護、障害、生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、8050問題、虐待、ヤングケアラー、薬物依存など、様々な悩みや課題を抱えている世帯がいます。そのような世帯の中には、適切な相談機関につながらず、本人が気づくこともなく、孤独・孤立となり、状態が深刻化してしまうケースがあります。

悩みや課題を抱えている世帯への支援するためには、分野毎の縦割りではなく、各分野の相談機関が連携して対応することが不可欠です。福祉・保健関係機関の連携強化を図ることで、一人ひとりの特性に応じた支援体制づくりを進めます。

支援が必要とされる刑務所出所者等に対して、就労や住居の確保、適切な保健医療・福祉サービスの提供を行い、再犯防止推進に取り組みます。

(1) 包括的な相談支援の推進 事業番号 11 重層事業

区は、福祉・保健の各相談窓口において、相談を受け付けていますが、相談者が抱える悩みや不安には複合的なものもあり、担当以外の相談事が含まれる場合があります。そういった場合においても、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。相談を受け止めた窓口のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な相談支援機関につながります。

また、ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）では、どこに相談したらよいか分からない悩みや不安の相談を受け付けます。センター（コーナー）に配置された地域福祉コーディネーターが、改善に向けて相談者と一緒に考え、サポートを行います。

(2) 多機関協働による支援の推進 事業番号 12 重層事業 意見：施策 2-(1)(2)、部会(4)

関係機関同士の調整では連携が困難な複合化・複雑化した課題については、生活福祉課の連携推進担当がコーディネーターとなり、多機関協働による支援を進めるための調整を行っています。連携推進担当は、必要に応じて、関係する支援機関を招集し、ケース検討会議を開催しています。ケース検討会議では、支援の方向性や役割分担等の検討を行い、支援プランを作成します。支援機関は、決定した支援プランに基づき、連携しながら支援を進めていきます。

連携推進担当は上記の取組に加え、他機関の情報提供や研修会の実施等を通じて、支援機関をサポートしていきます。**多機関協働による支援を通じて、「支援者の輪」を作ります。**

(3) アウトリーチ型支援の充実

事業番号 13

重層事業

意見：施策 2-(3)、部会(3)(5)

アウトリーチとは「外に手を伸ばす」という意味で、情報や支援を支援者側から積極的に届けていく取組を指します。

区は、重層的支援体制整備事業の取組の1つとして、地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ型の支援を実施しています。ひきこもり・8050 問題等の複合的な課題を抱えていながら必要な支援に行き届いていない世帯を対象に、個別訪問等を通じて**長期的かつ継続的に関わり、個々の状況に合わせて適切な支援につなぎます。**

既存のアウトリーチ型支援として、外出が困難な重度障害児や高齢者等への訪問相談についても引き続き推進していきます。

※具体的なアウトリーチ事業は次ページ参照。

図表 福祉・保健に関するアウトリーチ事業一覧

内 容	事業名／詳細	窓 口
複合的な課題を抱える世帯への支援	<p>○地域福祉コーディネーター 重層事業</p> <p>ひきこもり・8050 問題等の複合的な課題を抱えながら支援が行き届いていない世帯を対象として、町会・自治会や民生委員等からの情報や、本人・家族からの相談をもとに、個別訪問等を実施。訪問等を通じて本人・家族と継続的に関わる中で世帯の抱える課題を把握し、支援関係機関や連携推進担当へつなぐ。必要に応じて、つなぎ先との関係性が安定するまで、訪問等による支援を継続する。</p>	ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）
出産・子育て	<p>○要保護児童等見守り訪問（養育支援訪問事業）</p> <p>専門相談員が、出産・育児等に関する支援を必要とする家庭を訪問し、相談支援を実施</p>	子ども家庭支援センター
	<p>○こんにちは赤ちゃん訪問</p> <p>赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭を助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認、育児や産後のママの体調相談</p>	保健相談所
	<p>○保健師（妊娠・子育て相談員）による訪問</p> <p>妊娠中不安や悩みごと、子育てについてのなどの相談支援</p>	
ヤングケアラー	<p>○ヤングケアラー支援</p> <p>アンケートの実施やヤングケアラーチェックシートの活用により早期発見するとともに、必要に応じて子ども家庭支援センター（ヤングケアラーコーディネーター）が支援につなぐ。</p>	教育指導課・学校教育支援センター・子ども家庭支援センター
障害児の支援	<p>○保育所等訪問支援</p> <p>支援員が保育園、幼稚園等を訪問し、集団生活のサポート等を実施</p>	こども発達支援センター
	<p>○居宅訪問型児童発達支援</p> <p>支援員が外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、発達をサポート</p>	
教育	<p>○スクールソーシャルワーク事業</p> <p>区立の小・中学校をスクールソーシャルワーカーが訪問し、学校や児童生徒の状況を把握の上、課題の未然防止や早期対応に取り組むほか、学校からの依頼に基づき、家庭訪問等を通じた支援を実施</p>	学校教育支援センター
	<p>○訪問教育相談</p> <p>保護者の同意のもと、心理教育相談員が学校や家庭を訪問し、学業や発達、行動等に関する教育相談を実施</p>	
高齢者世帯の生活	<p>○ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業</p> <p>地域で孤立することのないよう、訪問支援員が自宅を訪問し、一人ひとりの状況に応じた支援につなぐ</p>	地域包括支援センター
	<p>○生活支援コーディネーター</p> <p>支援が必要な高齢者を地域団体へ、元気な高齢者を地域の活動につなぐ</p>	

生活保護受給世帯等の子どもへの相談	○子どもの居場所づくり支援事業 子ども支援員が生活保護受給世帯等で学習環境等の課題がある子どもの家庭を訪問し、居場所の提供や学習支援を実施	
ひとり親家庭の生活	○ひとり親家庭出張相談 専門相談員がひとり親家庭の自宅に訪問し、生活、就労、子育てに関することなどの相談を実施	生活福祉課
	○ひとり親家庭向け家庭訪問型学習支援事業 自宅に学習支援員を派遣し、学習習慣を身につけ、基礎学力の定着を図るとともに、子どもや保護者の悩み相談を実施	
ひきこもり家庭等の相談	○地域精神保健相談員による訪問支援 地域精神保健相談員が未治療・ひきこもり等の精神疾患が疑われる区民の家庭を訪問し、適切な医療や福祉サービスにつなげるなどの相談支援を実施	保健相談所

(4) 虐待の未然防止のための体制整備

事業番号 14

意見：施策 2-(4)(5)

子どもを虐待から守るため、令和6年6月に開設された東京都練馬児童相談所と虐待通告に対する初期対応機関の振り分け、日常的な合同ケース会議、合同家庭訪問・面接、児童相談所と子ども家庭支援センターの合同研修などにより、都区連携を一層強化しています。

子育て中の親や、高齢者・障害者の介護者が、様々な不安や悩みについて、誰にも相談できずに、虐待に発展してしまうことがあります。早期発見・早期対応に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、虐待防止に関する周知啓発を行い、課題を抱える家庭を支援していきます。

(5) 自殺・薬物依存対策の推進

事業番号 15

NPO 法人と連携した相談支援や、LINE やアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につなぎます。また、メンタルヘルスケア講座や、若年者・教員・区職員・相談員などへのゲートキーパー(自殺防止対策の要となる人材)の養成講座を実施します。

区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

薬物依存を抱える方に対して、保健相談所では精神科医師による相談や保健師による相談を実施し、都立中部総合精神保健福祉センターや民間事業所(マック、ダルク等)など必要な関係機関につなぎ、継続して支援を行います。

(6) 生活困窮者への支援体制の強化

事業番号 16

意見：施策 2-(6)

生活保護受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」、「生活自立の促進」、「次世代育成支援」、「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。

練馬区社会福祉協議会の「生活サポートセンター」では、生活保護に至る前の段階での早期自立を支援するため、一人ひとりの事情や能力に応じ、地域資源を活用した自立支援計画を作成し、生活困窮者自立支援事業を実施しています。「生活サポートセンター」では、相談者の自宅等に出向き相談を受けるアウトリーチ事業やオンライン相談など、様々な形で相談業務を行います。生活困窮者への支援体制をさらに強化するため、石神井再開発ビル内に「生活サポートセンター」を新たに設置します。

(7) 就労支援の充実 事業番号 17

生活保護受給世帯等の就労自立について、練馬総合福祉事務所内に専用窓口である「就労応援ねりま」を設置するなど、公共職業安定所（ハローワーク）と連携して就労支援を行っています。また、「就労サポート事業」では、就労サポーターが就労意欲に課題を有する者に対して就労意欲喚起から離職防止・職場定着支援まで一貫した支援を行っています。

また、一般就労に向けた生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の社会訓練を行う就労準備支援事業を「あすはステーション」にて実施しており、同施設を増設します。

「ねりま若者サポートステーション」では、ひきこもり状態等にある方を対象に、同ステーションの就労支援を受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。

「障害者就労支援センター（レインボーワーク）」の体制を強化し、障害者の就労定着を支援します。障害が重度であっても就労できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を開始します。また、農福連携の取組については、農業者との連携により、農作業の作業種目の拡大について検討します。

(8) 住まい確保支援の充実 事業番号 18

住宅確保に困難を要する方が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。

情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

不動産団体や福祉関係団体等からなる「練馬区居住支援協議会」において、事業の課題や効果的な運営方法について協議し、物件の情報提供件数の増加など、事業の充実に向けて取り組みます。また、不動産団体と連携し、賃貸住宅所有者にセーフティネット住宅登録制度の周知を進めます。

触法障害者を受け入れ、社会復帰のための支援を実施しているグループホームに対して人件費の一部を補助しています。

取組項目 2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する

区民が安心して保健福祉サービスを利用できるよう、人材の育成や事業者への支援や指導検査の充実により、利用者の視点に立った良質なサービスの確保に取り組みます。

保健福祉サービスの利用に関する区民の声を受け止め、区全体でサービスの質の向上につなげられるよう、保健福祉サービス苦情調整委員制度の一層の周知と利用者の苦情・相談への適切な対応を進めます。

(1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進 事業番号 19 意見：施策 2-(7)(8)

少子高齢化の進行や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により、福祉・介護のニーズは多様化、高度化しており、福祉人材は質・量の両面において一層の充実が求められています。

保育分野では、人材確保を推進するとともに、区内全保育施設を対象に、新任園長や新任保育士への研修を新設するなど、研修の内容を充実します。また、ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、職員への処遇改善給付を引き続き行い、保育人材の確保を支援します。

介護分野では、令和7年4月開校の（仮称）光が丘福祉専門学校の学生について、卒業後に区内介護事業所への就職、定着を誘導するため、事業者とのマッチングを支援します。また、入学者確保のため、学校の運営法人が宿舍を借り上げる経費の一部を区が補助することにより、学生の家賃負担を軽減します。

「練馬福祉人材育成・研修センター」では、福祉人材の確保事業として、求職者と介護・障害福祉サービス事業所との出会いの場を提供しています。育成事業として、スキルアップにつながる研修を多く実施するなど、意欲的に介護・障害福祉の仕事に従事できるよう環境を整備しています。また、定着事業として、職員とその家族を対象に、メンタルヘルスや健康に関する相談窓口を設置し、サポートしています。

(2) 共生型サービスの整備 事業番号 20

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用して、「共生型サービス」を活用したショートステイ（短期入所）を実施しています。その運営状況を検証し、拡大します。

(3) 福祉サービス事業者への指導検査体制の充実

事業番号 21

意見：施策 2-(7)(9)

区内の福祉サービス事業者を対象に、サービス内容の質の確保や給付費等の適正化を図るため、指導検査を実施します。事業者の適正な運営を促すことで、利用者の視点に立った良質なサービスを提供するとともに、職員が安心して働ける職場環境を作り、福祉人材の育成・定着につなげます。また、区民が安心して福祉サービスを選択できるようにするため、指導検査結果を公表します。

公認会計士資格を持つ会計専門員を活用し、適正な会計処理のための支援や、財務分析を基にした経営のアドバイスを行います。

非常災害等の発生に備える業務継続計画（BCP）の策定、感染症予防およびまん延防止のための対策、身体拘束等の廃止、虐待防止のための措置等、区民の生命身体に直結する取組について、重点的に事業者へ周知、指導します。

(4) 保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知

事業番号 22

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護することを目的に、第三者機関である保健福祉サービス苦情調整委員制度を設けています。

相談しやすい仕組みの検討や区報・パンフレット・実績報告書による制度の周知促進に取り組むとともに、サービスに対する利用者の苦情について、公正かつ中立な立場から、区やサービス提供事業者への調査・要望・勧告などを行い、制度を通じて保健福祉サービスの質の向上を図ります。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審

事業番号 23

社会福祉法人、株式会社、NPO 法人（特定非営利活動法人）など、多様な主体によって提供される福祉サービスの透明性と質の向上を図るため、事業者を対象に、東京都福祉サービス第三者評価の受審支援を行います。

取組項目 3 災害時の要支援者対策を推進する

要介護高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築する必要があります。区は、関係機関や区民、地域団体と連携しながら、要支援者対策を推進します。

(1) 避難行動要支援者対策の推進 事業番号 24 意見：施策 2-(10)(11)(13)

災害時に自力で避難することが困難な方を登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新するとともに、災害時の避難支援の実効性を高めるため、本人の同意を得た上で、「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする「個別避難計画」を介護・障害福祉サービス事業者と連携し、作成しています。

併せて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施し、避難拠点等における安否確認や避難支援の体制を強化します。

また、避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止対策など地震・火災対策の周知・啓発を行っています。

避難行動要支援者のみ世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援、家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。

(2) 福祉避難所の拡充 事業番号 25 意見：施策 2-(12)

区では、すべての区立小・中学校を避難拠点として指定し、区内で震度5弱以上の地震が発生した際には避難拠点を開設し、避難者の受け入れを行う体制を構築しています。また、区内のデイサービスセンターなどの高齢者施設のほか、福祉園などの障害者施設の計 51 か所を福祉避難所に指定し、一般の避難拠点での避難生活が困難な要介護高齢者や障害者など配慮を要する方を受け入れるため、必要に応じて開設します。引き続き、福祉避難所の確保に向けて、事業者との協議を進め、指定した施設には、備蓄物資や無線機を配備するなど、災害時の円滑な開設・運営体制を確保します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

(3) 災害ボランティアセンターの運営 事業番号 26

大規模な災害が起きた時、被災による困りごとの受付、ボランティアの受け入れ、災害に関する情報収集と情報発信などを行う災害ボランティアセンターを区の要請により練馬区社会福祉協議会が運営を行います。

災害発生を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施などを通して、災害に備えた地域の関係づくりの充実を図っていきます。

施策3 ハード・ソフト両面からの

ユニバーサルデザインのまちづくりを進める

●4年間の目標●

ハード面のバリアフリーを進めるとともに、高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人への理解を深め、すべての人が安心して暮らし、社会参加できるような取組を広げます。

●現状と課題●

- 誰もがはじめから社会に参加できる「ユニバーサルデザイン」のまちづくりには、ハード面のバリアフリーと、互いの違いを認め合い・支え合う心（ソフト面）のバリアフリーの両面からまちづくりを進める必要があります。
- 区内全駅には、高齢者・障害のある方などが円滑に移動できるバリアフリー化された経路が1ルート整備されていますが、1ルートだけでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要です。また、駅ホームの安全性向上のため、未整備駅へのホームドア整備や、駅とその周辺施設の経路において、歩きやすい歩道や道路の整備が求められています。区民や関係施設との連携・調整を進め、外出環境をより安心・快適にすることが必要です。
- バリアフリー設備は、適切に使うことができるよう使い方等を理解し、「障害物を置かない」などの管理方法について気付いて行動することが大切です。また、エスカレーター等まちの中にある設備も、安全な利用方法について理解を深めることが大切です。適正利用の周知を促進し、やさしいまちづくりのための行動を広げていくことが必要です。
- 飲食店やサービス店舗のバリアフリー化について、積極的に進めるべきと考える区民が増えています。誰もが安心して利用できる環境が広がるよう、事業者に対し、主体的なハード整備と人的対応も含めたソフトの取組を促していくことが必要です。
- 区立施設や区立公園の整備や改修は、練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づきバリアフリー整備を進めています。様々な利用者が安全かつ円滑に利用できる整備のためには、引き続き高齢者、障害のある方、乳幼児連れなど当事者の意見を取り入れた設計等を行うことが重要です。
- やさしいまちづくりについて学んだことのない区民は5割を超えています。様々な人が参加・交流し、ユニバーサルデザインについて学ぶことができるイベントや学習の機会の充実が必要です。
- 障害のある方や外国人などが参加しやすい社会をつくるためには、誰もが必要な情報を手に入れやすく、わかりやすく受け取れるよう、情報保障を推進することが必要です。

取組項目 1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす

全ての人々が等しく社会参加するためには、安心・快適に利用できる施設や環境の整備の更なる推進が必要です。また、区民、事業者とともに、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を浸透させ、利用者の視点を取り入れながら整備や改修を進めることが大切です。

区民や事業者等とともに駅、建築物、公園等のバリアフリー化を一層進め、多様な利用者に配慮した環境整備や合理的配慮の提供、適正利用に関する周知などの取組を進めていきます。

(1) 駅と駅周辺のバリアフリー化の促進 事業番号 27

鉄道駅における2ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅では令和6年度の完成を目指してエレベーター設置工事を着実に進め、小竹向原駅では早期着手に向けて取り組むよう、鉄道事業者へ働きかけていきます。区内各駅におけるホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携していきます。

駅と主要な公共施設とを結ぶアクセスルート(※)については、高齢者、障害のある方、乳幼児連れなどの意見を取り入れながら、経路のバリアフリー化と経路上の休憩場所などの環境整備に取り組みます。「公共施設のアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン」の考え方についても、適宜見直しを行い、安心・快適に移動できる環境の向上を目指します。

※アクセスルート…公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路。具体的には、駅の有人改札口等から公共施設内の案内所や窓口等までの移動経路のことをいう。

(2) 民間建築物のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進 事業番号 28

誰もが社会参加しやすいまちをつくるには、多様な人の利用に配慮し、使いやすい建物を増やし、環境を整えることが重要です。特に、医療施設、飲食店、物販店等、地域の中で身近にある施設のバリアフリー化が望まれています。

新築や改築の際には、練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づく協議による誘導、既存建築物については、福祉のまちづくり整備助成事業の活用等により、適切にバリアフリー整備ができるよう取組みを継続します。また、ハードを補完する合理的配慮の提供など、ソフト面における対応の向上も求められます。設計者や事業者等に対し、小規模店舗改修事例集を活用した工夫の周知や、合理的配慮の提供に係る普及啓発等にも取り組めます。

(3) 区立施設・区立公園のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進 事業番号 29

地域には、年齢や性別、心身の状態などから様々なニーズがある人が暮らしています。区立施設や区立公園が、誰もが利用しやすく、楽しめるようにするためには、法令で求められるバリアフリー整備に加えて、利用者の視点による整備や改修、非常時を想定した整備等をさらに推し進めることが大切です。そのためには、練馬区福祉のまちづくり推進条例を運用し、整備基準に適合するように努めるとともに、これまで蓄積してきた高齢者、障害のある方、乳幼児連れなど利用者の声を効果的に活用し、設計に反映していけるよう、一定規模以上の整備や大規模改修の際には区民意見聴取事業に取り組みます。意見の積み上げが一定程度できている区立施設等については、整備の際の参考にできるよう、必要な整備項目や配慮事項等をまとめ、区民意見の効果的な活用を図ります。

また、バリアフリー整備の効果が発揮されるよう、適正利用に関する周知やハード整備のみでは対応が難しい場合の合理的配慮の提供等に係る周知を行い、利用者のソフト面におけるバリアフリーも進めます。

取組項目 2 相互理解を促進し、誰もが 社会参加しやすいまちをつくる

子どもや、高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人が地域で生活しています。誰もが参加できる地域社会を実現するため、個性を認め合い、バリア（障壁）となっていることは何かなど、お互いに理解し支え合うことができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン、多様な文化に関する理解を深めるための取組を強化します。

また、区民や事業者等が、地域の中でやさしいまちづくりへの取組や活動を広げていけるよう、学びの場を充実させ、知識や技術等を学ぶ機会を提供します。

（１）共生社会実現に向けた理解の促進と意識啓発の推進 事業番号 30

区では、子どもや高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人や様々な文化への理解を促進する取組を実施し、社会参加を推進しています。

社会参加しやすいまちをつくるためには、性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観など、違いを認め合い理解することが必要です。共生社会の実現に向けた情報発信、学習・交流の機会の充実などにより、心のバリアフリーについての意識啓発を推進していきます。

（２）ユニバーサルデザインの理解の促進 事業番号 31

社会の中にある様々なバリアや、立場の違う方の状況を共感し、理解する「ユニバーサルデザイン」の考え方を浸透させ、多様な人がともに暮らし、支え合える社会を実現していくことが大切です。子どもから大人までユニバーサルデザインについて学ぶことができるよう、ユニバーサルデザイン体験教室や地域講座を拡充します。

また、まちの中にあるさまざまな設備について、必要な時に必要な方が使えるよう、適正利用についての意識啓発に関する取組も行い、一人ひとりがユニバーサルデザインや心のバリアフリーを意識し実践できるような、やさしいまちを目指します。

(3) やさしいまちづくりを担う人材育成の推進 事業番号 32

誰もが参加しやすい社会を実現するためには、施設や設備のハード面の取組と、相手を思いやり、支え合うソフト面の取組が相互に補完することが重要です。地域の中で、区民一人ひとりが主体的に考え行動できるよう、つながるカレッジねりま（福祉分野）など、地域福祉を学ぶ場を充実し、福祉のまちづくりサポーターなどを育成します。

また、福祉の現場において、支援に携わる十分な人材を確保できるよう、事業者の人材育成をサポートする取組みや、設計や施工等に携わる事業者向け研修の内容の充実を図り、やさしいまちづくりを担う人材育成を推進します。

取組項目 3 誰にでも伝わる・誰もが使える

情報を充実させる

誰もがともに暮らすことのできる社会を実現するためには、生活や社会参加に必要な情報が、誰にでも「わかりやすく」「受け取りやすい」ものであるよう、情報環境のバリアフリー化の充実が求められます。多様な方法による情報の入手・活用・発信について、整備を進めるとともに、国や都の動向に合わせ、オープンデータ化を促進します。

(1) 障害者や外国人等への情報保障の推進 事業番号 33

区は、点字、音声、手話、多言語翻訳などを活用して、情報保障を実施しています。様々な手段で情報を入手できるよう、ICT を活用した相談窓口や遠隔手話通訳を設置するとともに、コミュニケーションサポーターの養成や手話言語の普及など、支援者を育成する区民向けの取組みの充実を図ります。あわせて、デジタル機器の活用について、身近に相談・体験・操作サポートのできる環境を整え、区民のデジタル利活用の支援を継続します。

(2) デジタル技術の活用による参加しやすい事業の実施 事業番号 34

高齢者、障害のある方、外国人など、情報の入手に配慮が必要な方が、気軽に事業やイベントに参加したり、窓口で相談したりできるよう、音声認識アプリなどの ICT 技術の活用を進めます。また、文字拡大や音声読み上げなどの機能を用いて、より社会参加しやすい環境整備に取り組みます。

(3) わかりやすく利用しやすい情報の発信 事業番号 35

区では、文字の大きさや配色、表現方法に配慮する事項をまとめた「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン」を作成しています。情報提供に携わる職員や事業者等へガイドラインを周知し、誰でもわかりやすく利用しやすい情報を発信します。

また、練馬区バリアフリーマップにより、区内のバリアフリー設備状況を引き続き発信します。発信内容の充実やオープンデータ化にも取り組みます。

施策4 権利擁護が必要な方への支援を充実する

●4年間の目標●

認知症や障害のある方など、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。

●現状と課題●

- 認知症高齢者や障害のある方の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加も見込まれます。支援が必要な方を早期に発見し、速やかに必要な支援に結び付けるためには、中核機関を中心として、関係機関同士の連携の強化を図ることが必要です。
- 後見人に財産管理等を任せることへの不安や申立費用、後見人への報酬支払等の金銭的な負担から、成年後見制度を利用したくないと考える方もいます。制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、更なる制度の周知と啓発が必要です。
- 近年、後見人の選任において、親族の割合が減少し、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の割合が増加しています。成年後見制度へのニーズがますます高まる中、後見人候補者の充実を図り、適切な後見人が選任されるよう、専門職以外の法人後見や市民後見人の活用を推進するとともに親族後見人への支援が必要です。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画において、区市町村に対して、任意後見制度の利用や市民後見人の活躍の場の促進、申立経費や後見人等への報酬費用の助成の拡充などが期待されています。
- 高齢化の進展により、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると見込まれています。判断能力に不安がある方が、必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できる仕組みを充実させることが重要です。
- 将来の不安への備えとして、判断能力が低下したときの生活や急な入院や施設への入所に関する不安などを解消し、地域で安心して暮らし続けられるよう、もしもに備えたサービスを充実することが求められます。

取組項目 1 成年後見制度の利用を支援する

判断能力が十分でない高齢者や障害のある方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人の意思を引き出すよう支援し、必要なサービスを利用できるようにしたり、適切に財産を管理したりすることが必要です。

令和2年度から練馬区社会福祉協議会権利擁護センターほっとサポートねりまが成年後見制度利用促進の中核機関となり、制度を必要とする方が安心して利用できるよう、相談・支援、関係者によるネットワークの強化、周知・啓発を行っています。今後見込まれる認知症高齢者の増加や制度改正等、状況の変化に柔軟に対応できるよう、体制・機能を強化します。

(1) 地域で連携して支えるネットワークの強化 事業番号 36

区では、ほっとサポートねりまが中心となって、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や関係機関が参加する「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」や、本人に必要な支援をケース毎に検討するため、福祉事務所等の圏域毎に検討支援会議を開催します。

関係機関が情報共有を図りながら、一人ひとりに合った支援を円滑に行えるよう地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

(2) 成年後見制度の周知・啓発 事業番号 37

ほっとサポートねりまでは、法定後見制度や任意後見制度の周知・啓発や制度の利用を支援するため、ホームページ等での制度周知、啓発パンフレットの発行、一般相談や専門相談の実施、説明会や講演会の開催などを行うほか、地域に出向いて相談会を行い、制度利用に対する不安解消を図ります。

区民から相談を受ける地域包括支援センター等の職員が市民後見人養成研修の一部を受講することにより対応力の向上を図ります。

制度利用に関する苦情等について関係機関と連携して対応するとともに、利用者や親族等が制度の利用によって不利益を被ることのないよう、制度の正しい理解の促進を図ります。

(3) 成年後見制度の利用に関する支援 事業番号 38

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、区市町村に対し、成年後見制度申立費用や後見人等への報酬費用の助成の拡充が期待されています。

区は、介護保険制度の地域支援事業を活用して制度利用助成を拡充し、低所得者への申し立て経費の助成や後見監督人等への報酬費用の助成を行います。

また、制度を必要とする方が速やかに制度を利用できるようにするため、区長申立を適切に実施します。

取組項目 2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する

成年後見制度の利用を必要とする方が増加することが予測される中、本人にとって適切な後見人が選任され、安心して制度を利用できるよう、弁護士や司法書士等の専門職に加えて、後見人の担い手を増やす取組が必要です。

中核機関や関係機関との検討・協議を進め、法人後見を実施する団体への支援や市民後見人の活用を推進します。

(1) 法人後見実施団体への支援 事業番号 39

ほっとサポートねりまが、成年後見制度の利用促進を目的に活動している区内NPO法人（特定非営利活動法人）等と定期的に情報共有や意見交換を行い、当該法人の活動を支援します。

また、後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、法人後見を実施する団体を支援します。

(2) 市民後見人の養成と支援 事業番号 40

区は、ほっとサポートねりまと協働して、後見業務を担う意欲のある区民が市民後見人として活動できるよう、養成研修を実施しています。養成研修の実施にあたっては、受講しやすいカリキュラムや実務研修を取り入れます。

市民後見人候補者として登録された後もフォローアップ研修を実施し、また、後見人を受任した後は、ほっとサポートねりまが後見監督業務を担うなど、市民後見人の活動をサポートします。

(3) 親族後見人等の支援 事業番号 41

親族の方が円滑に制度を利用できるよう、ほっとサポートねりまや地域包括支援センターで、成年後見制度の利用相談や申立ての支援を行っています。

また、親族後見人への支援として、個別相談や情報紙「ねりま後見人ネットだより」の発行などを行い、後見人受任後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

取組項目 3 権利擁護に関連する支援事業を充実する

成年後見制度の利用を促進することは重要ですが、判断能力が低下している高齢者や障害のある方すべてに制度の利用が必要な訳ではありません。個々の状況に応じて、適切な支援やサービスを利用できるよう、成年後見制度の利用に至る前の施策や事業が求められています。

(1) 地域福祉権利擁護事業等の実施 事業番号 42

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業です。一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うため、関係機関に制度の周知を図ります。

このほか、高齢や障害、病気などにより、財産の保管や日常的な金銭管理が困難な方を対象として、財産保全・手続き代行サービスを実施します。

(2) 将来の不安に備えた支援の実施 事業番号 43

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が、在宅で安心して暮らし続けることを支援するため、見守り事業や見守り配食と緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

令和6年度に、ほっとサポートねりまに終活相談窓口を開設し、相談受付、専門相談会等を実施して終活に関する不安解消に取り組みます。また、相談内容から権利擁護・身元保証などに関するニーズを把握し、必要なサービスを検討します。